

重 要 事 項 説 明 書（別 紙）

1.基本料金(介護保険適用費用)

上天草市が交付する「介護保険負担割合証」に記載された負担割合が利用料として適用されます。

介護度別 法定利用料	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援 2	757 /円	1,514 /円	2,271 /円
要介護 1	761 /円	1,522 /円	2,283 /円
要介護 2	797 /円	1,594 /円	2,391 /円
要介護 3	820 /円	1,640 /円	2,460 /円
要介護 4	837 /円	1,674 /円	2,511 /円
要介護 5	854 /円	1,708 /円	2,562 /円

2.基本料金(介護保険適用外費用)

食事の提供に関する費用	朝食	300円
	昼食(10時のおやつ付き)	350円
	夕食(15時のおやつ付き)	350円
居室の提供(家賃)	入院中や外泊時で不在の日があっても1ヶ月分徴収いたします。	20,000円/月
水道光熱費	1ヶ月あたりの利用日数が16日以上の場合(1ヶ月分徴収いたします。)	20,000円/月
	1ヶ月あたりの利用日数が15日以下の場合(日割り計算いたします。)	670円/日
おむつ代	尿取りパット	20円
	リハビリパンツ	100円
	テープ止めパンツ	150円
	その他の紙製品についてはお尋ね下さい。	
理美容代・医療費等	身の回りの備品や、個人で使用した物については実費精算で自己負担となります。	
病院受診等付き添い費用	急変時を除く、不定期の受診や専門医への付き添いは別途費用を頂きます。 ※職員の体制により対応できない場合もあります。	1,000円/時間

3.加算料金

事業所の提供するサービス(介護職員の人員配置・資格等)に応じて加算されます。

夜間支援体制加算Ⅰ	1ユニットの場合 50円/日
夜間における安全確保を強化する為、夜勤職員に加え宿直職員を配置した場合に加算されます。	
夜間支援体制加算Ⅱ	2ユニットの場合 25円/日
夜間における安全確保を強化する為、夜勤職員に加え宿直職員を配置した場合に加算されます。	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	入居を開始した日から起算して7日を限度として 200円/日
医師が、認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難と判断した場合に加算されます。	
若年性認知症利用者受入加算	120円/日
若年性認知症(65才未満に発症した認知症)利用者を受け入れた場合に加算されます。	
看取り介護加算	死亡日以前4日以上30日以下 144円/日 死亡日の前日及び前々日 680円/日 死亡日 1,280円/日
手厚い看取り介護の実施を図る事を要件に加算されます。	

○	利用者の入院期間中の体制	246円/日(1ヶ月に6日を限度)
	入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者が対象です。 退院後に再入居できるよう、居室を確保している場合に加算されます。	
○	初期加算	30円/日
	入居した日から起算して30日以内に加算されます。 医療機関に1ヶ月以上入院した後、退院して再入居する場合も加算されます。	
○	医療連携体制加算Ⅰ	39円/日
	医療面に於いて、適切な対応を取れる体制を整備している場合に加算されます。	
	医療連携体制加算Ⅱ	49円/日
	事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置している場合に加算されます。 但し、配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院若しくは訪問看護ステーションの看護師と連携体制を確保する必要があります。	
	医療連携体制加算Ⅲ	59円/日
	事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上は位置している場合に加算されます。	
	口腔衛生管理体制加算	30円/月
	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る指導を1回/月以上行っている場合に加算されます。	
	栄養スクリーニング加算	5円/回(6ヶ月に1回を限度とする)
	利用開始時及び6ヶ月毎に栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を計画作成担当者に文書で共有した場合に加算されます。	
	生活機能向上連携加算	200円/月
	医師、理学療法士等がグループホームを訪問して計画作成担当者と身体状況等の評価を共同して行い、計画作成担当者が生活機能向上を目的としたケアプランを作成した場合に加算されます。	
	身体拘束廃止未実施減算	△10%/日
	身体拘束等のさらなる適正化を図る取り組みを実施してない場合に減算されます。	
	退去時相談援助加算	1人につき1回を限度として 400円/回
	退去後のサービスに対しての相談援助を行い、関係各所に情報提供を行った場合に加算されます。	
	認知症専門ケア加算Ⅰ	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Ⅴの利用者に対し 3円/日
	認知症介護実践リーダー研修を終了している者を配置した場合に加算されます。	
	認知症専門ケア加算Ⅱ	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Ⅴの利用者に対し 4円/日
	認知症介護指導者養成研修を終了している者を配置した場合に加算されます。	
	サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	18円/日
	介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合に加算されます。	
	サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)	12円/日
	介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合に加算されます。	
○	サービス提供体制強化加算Ⅱ	6円/日
	看護・介護職員の総数の内、常勤職員の占める割合が75%以上である場合に加算されます。	
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日
	介護従事者の総数の内、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上である場合に加算されます。	
○	介護職員処遇改善加算Ⅰ	(基本単価+加算により算定した総単位数)×11.1%
	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、及び職場環境等の要件を全て満たした場合、介護従事者の賃金改善に充てる事を目的に加算されます。	

	介護職員処遇改善加算Ⅱ	(基本単価＋加算により算定した総単位数)×8.1%
	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、及び職場環境等の要件を全て満たした場合、介護従事者の賃金改善に充てる事を目的に加算されます。	
	介護職員処遇改善加算Ⅲ	(基本単価＋加算により算定した総単位数)×4.5%
	キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれか、及び職場環境等の要件を全て満たした場合、介護従事者の賃金改善に充てる事を目的に加算されます。	
	介護職員処遇改善加算Ⅳ	加算Ⅲ×90%
	キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ、職場環境等の要件のいずれかを満たした場合、介護従事者の賃金改善に充てる事を目的に加算されます。	
	介護職員処遇改善加算Ⅴ	加算Ⅲ×80%
	キャリアパス要件及び、職場環境等の要件のいずれも満たしていない対象事業者の場合、介護従事者の賃金改善に充てる事を目的に加算されます。	
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	(基本単価＋加算により算定した総単位数)×3.1%
	介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件のすべてを満たした場合、介護従事者の賃金改善に充てる事を目的に加算されます。	
○	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	(基本単価＋加算により算定した総単位数)×2.3%
	現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件のすべてを満たした場合、介護従事者の賃金改善に充てる事を目的に加算されます。	

①新規契約者利用欄

上記の重要事項について説明を受け同意いたします。 令和 年 月 日

利用者氏名： 家族氏名(代筆者)：

②既存利用者使用欄

令和 年 月 日 書類送付

令和 年 月 日 利用者名： 様、ご家族 様(続柄)：

上記の重要事項の変更について、(電話・口頭)にて説明し同意を頂いた。 説明者：